

国保だより

NO.70

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線 3115～3121 平成24年4月1日

国保の加入・脱退などの

届出は14日以内に

4月は、就職や入学など新しい生活が始まる時期です。それに伴い、健康保険の資格に異動が生じると、国保への届出が必要になります。国保に加入や、脱退する場合は、14日以内に届出をお願いします。

●退職などで職場の健康保険をやめたときや健康保険の被扶養者でなくなったとき

国保に加入する届出が必要です

●就職して職場の健康保険に加入したときや健康保険の被扶養者になったとき

国保を脱退する届出が必要です

◆加入の届出が遅れると

国保税は、国保の資格を得た月から納めていただきます。届出た日からではありません。また、届出がない間は保険証がなく、医療機関等にかかるときに、全額自己負担になってしまいます。

◆脱退の届出が遅れると

国保の資格がないのに、手元に保険証があると、ついうっかりその保険証で医療機関にかかってしまいます。その場合、国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。

平成24年度 国保税率等は据置きに

《平成24年度 国保税率等》

区分	医療保険分	支援金分	介護保険分
所得割	7.16%	1.84%	1.5%
資産割	5%	なし	なし
均等割額	26,200円	10,000円	12,200円
平等割額	25,000円	なし	なし
課税限度額	51万円	14万円	12万円

平成24年度の収支見込みを現行の税率等で試算した結果、単年度収支ではマイナスになりますが、23年度に生じる剰余金と、現在保有している国保財政調整基金を活用することで、収支のマイナスは解消される見込みであることから、24年度の国保税率等は据置きとなりました。

■はり・きゅう・あん摩等施設利用券の交付について

交付申請は
4月2日から
受付します

(今年度はコスモス色)

・対象は、満45歳以上75歳未満の方
・申請時に保険証を持参して下さい

国民健康保険はり・きゅう・あん摩等施設利用券	
保険者証 記号番号	野田
利 用 者	住所 氏名 生年月日
有効期限	平成 年 月 日
交付年月日	平成 年 月 日
施 術 担 当 者	指定番号 住所 氏名 生年月日 施設種別 1はり 2きゅう 3あん摩 4マッサージ 5指圧
保 険 者	野 田 市 印

◆届出に必要なもの

- ◇職場の健康保険をやめたとき
 - ①退職証明書または職場の健康保険の資格喪失証明書など
 - ②年金手帳（60歳未満の方）
 - ③届出者本人であることを確認できるもの（運転免許証等）
 - ④退職者医療制度の対象となる場合は年金証書（詳しくは3ページをご覧ください。）
- ◇職場の健康保険に加入したとき
 - ①国保の保険証
 - ②職場から交付された健康保険証

4月は窓口が混雑いたします。届出の内容によっては大変お待たせすることがございますので、ご理解の程よろしくお願いたします。（届出窓口については3ページをご覧ください。）

4月1日から外来診療でも窓口支払いが一定の金額までになります

平成24年4月1日から、通院や調剤薬局でも認定証(注¹)などを提示すれば、医療機関窓口での支払いが、高額療養費の自己負担限度額までにとどめられます。

4月1日からは、認定証などを提示すれば、通院や調剤薬局などの外来診療についても入院と同様に、一か所の医療機関で自己負担限度額を超える場合は、限度額までしか請求されなくなります。

限度額までの支払の適用を受けるには、入院・外来を問わず認定証の交付を受け、医療機関窓口にて提示する必要があります。

認定証を提示せずに自己負担金額を支払った場合は、従来どおり高額療養費の申請が必要となります。(注²)
 診療月から概ね3か月後に申請について通知します。

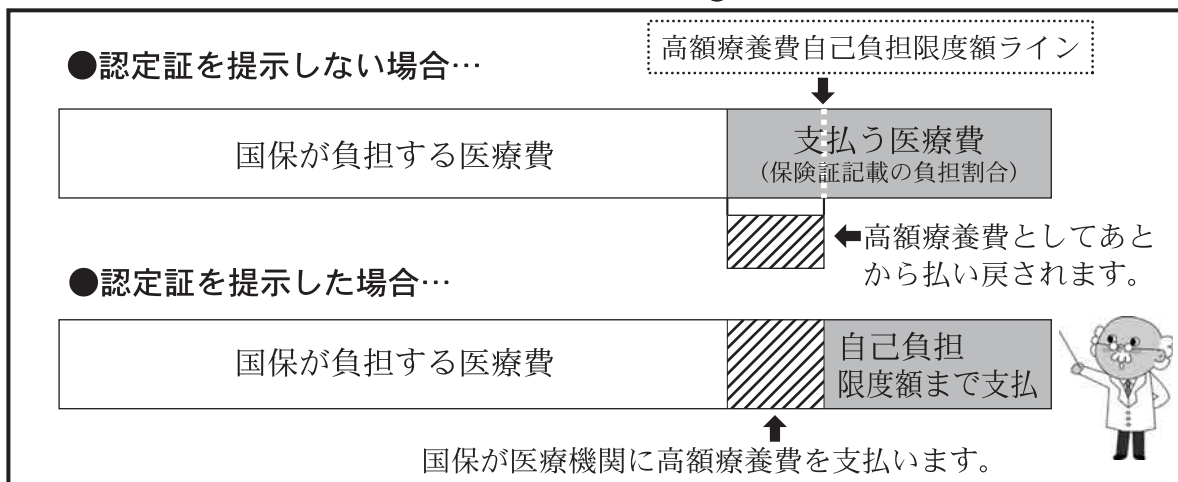
すでに認定証の交付を受けている人は有効期限までは外来でもそのまま使用できます。

※70歳以上で市県民税が課税世帯の人は手続きの必要はありません。

(注¹) 認定証とは、「限度額適用認定証」

および「限度額適用・標準負担額減額認定証」のことをいいます。年齢や世帯の所得に応じてどちらかの証をご利用いただくことになります。

(注²) 認定証には滞納がないことなどの交付要件がありますので、申請する場合は事前にお問い合わせください。



※認定証を提示しなくても自己負担限度額を超える部分はあとから払い戻されますが、認定証を提示すれば、最初から自己負担限度額までを支払うので立て替える必要がなくなります。

高額な外来診療等を受ける人	事前の手続き	病院・調剤薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の人 70歳以上75歳未満で市県民税が非課税世帯の人 	「認定証」の交付申請をしてください(申請方法は事前にお問い合わせください)	「保険証」と「認定証」を窓口にて提示してください
<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上75歳未満で市県民税が課税世帯の人 	事前の手続きは必要ありません	「保険証」を窓口にて提示するだけで自己負担限度額までになります

還付金詐欺に注意!



国保年金課の職員や後期高齢者医療広域連合の職員を名乗る者から、医療費の還付や手続きを装った不審電話が多発しています。これらは振り込め詐欺などの犯罪につながる可能性がありますのでご注意ください。

【問合せ先】

○不審電話については野田警察署

☎ 7125-0110

○医療費還付や手続きについては国保年金課

☎ 7125-1111

少しでも「おかしい」と思ったら…

- 口座番号や暗証番号などは教えない
- 相手の名前、電話番号を聞く
- 教えられた電話番号に電話しない
- 警察・市役所へ問い合わせる

◆ 国保の届出窓口 ◆

届出	市役所 1階5番窓口	関宿支所 いちいのホール	出張所 ※
加入の届出	○	○	○
退職者医療制度	○	○	
脱退の届出	○	○	○
認定証交付	○		
はりきゅう・あん摩 等施設利用券交付	○	○	○

※出張所は南出張所（南コミュニティセンター内）・北出張所（北コミュニティセンター内）・中央出張所（樺のホール内）の市内3か所にございます。

◆ 国保税納付 夜間・日曜窓口 ◆

金融機関などが開いている時間に納めに行くことができない場合は、平日夜間と日曜窓口をご利用ください。	
納付場所	野田市役所 2階 収税課
開設時間	平日 午後4時から午後8時まで 日曜 午前8時30分から 午後5時15分まで ※土曜日、国民の祝日、年末年始は開設していません。

国保税の納付はお済みですか

平成23年度の国保税の納期は第8期まで終了いたしました。未納がある方は早急に納付をお願いいたします。

国保税の未納がある場合は、有効期限の短い被保険者証（短期証）や資格証明書（医療機関で全額自己負担）を交付することになります。また、納付相談等がない場合には、給与、預金などを差押えすることになります。

なお、特別な事情があり未納分の一括納付が困難な場合は、分割納付ができる場合がありますので、収税課で納付相談を受けてください。

◆ 便利な口座振替のご利用を

口座振替（自動振込）は、金融機関等へ納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がなく大変便利です。なお、24年度の第1期（7月31日納期限）から口座振替を利用する場合は、5月末日までにお申込みください。

【申込方法】

預貯金通帳と届出印を持参の上、野田市指定の金融機関窓口でお申込みください。（市外の店舗でのお申込みについては、収税課にご相談ください。）

※お申込みの際の注意事項

- ・ 納税義務者は世帯主の方です。
- ・ 口座振替は、次年度以降も継続されます。



協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽは、会社に勤務されている方とご家族に加入いただいております。

超高齢社会の進展に伴う医療費増勢や昨今の景気低迷による保険料収入の落ち込みにより、協会けんぽの財政は非常に厳しい状況で、千葉支部の加入者様の保険料率は、24年3月分（4月納付分）より、9.44%から9.93%へ引上げられることとなりました。

保険料率の引上げを抑えるべく、国庫補助率の引上げを政府・与党に要望してまいりましたが、24年度政府予算案には残念ながら盛り込まれず、保険料率の引上げをお願いせざるを得ない状況となった次第です。

加入者の皆様の医療を支えるため、今後も健診事業の効果的な推進やジェネリック医薬品の普及促進等の医療費適正化に向けた取組みを更に強く進めてまいります。非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、事業主・加入者の皆さまには、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部
TEL 043-308-0521

退職者医療制度の届出

○退職者制度について

長年会社などに勤めていた方が、退職などで医療の必要性が高まる年齢になってから国保に加入することで、国保の医療費負担は増大します。このような医療保険制度間格差を是正するため、国保には「退職者医療制度」があり、その対象となる方の医療費は、健康保険からの交付金により賄われています。退職国保と一般国保で国保税額や窓口負担に違いはありませんが、対象となる方に適正に制度へ加入していただくことで、国保の負担が軽減され、国保税の引上げ等を抑制する効果があります。国保加入者、またはこれから加入する方で、下記に該当する方は届出をお願いいたします。

○対象者

◇退職被保険者（退職した本人）

- ①年齢が65歳未満である。
- ②厚生年金・共済年金などの被用者年金の加入期間が20年以上（または40歳以降に10年以上）ある。
- ③老齢厚生年金、退職共済年金などを受給している。
※国民年金の加入期間は算定の対象になりません。

◇退職被扶養者（扶養家族）

- ①年齢が65歳未満である。
- ②退職した本人の配偶者、または三親等以内の同居の親族である。
- ③退職した本人により生計が維持され、年間収入が130万円未満（60歳以上の方、障がい者の方は180万円未満）
（届出に必要なものは1ページをご覧ください。）



医療と上手に付き合うために

医療制度や健康保険のしくみは難しくて分かりにくい…やむを得ない支出と思われがちな医療費ですが、チェックしてみると知らず知らずのうちに大きな負担になっていることも…そんなあなたに、国保活用と医療費節約方法をご紹介します。

その1 国保活用方法

□ 特定健診を受けよう！

今や病気は治療ではなく、予防の時代です。健診を受けて体全体の状態を知ることで、病気の発症と重篤化を防ぎましょう！40歳以上の国保加入者は、自己負担800円で受診することができ、健診結果に基づいて保健指導を受けることができます。ぜひ、お声を掛け合って受診してください。（受診期間 毎年7月から10月）



□ 国保で受けられる給付は忘れずに申請しよう！

ひと月の医療費の支払いが高額になったときは「高額療養費」、コルセットなどを作ったときは「療養費」、海外渡航中に診療を受けたときは「海外療養費」、赤ちゃんが生まれたときは「出産育児一時金」、加入者が亡くなったときは「葬祭費」など、国保で受けられる給付には様々なものがあります。これらの支給を受けるには必ず申請が必要となりますが、申請期限（時効）がありますのでうっかり忘れると受け取れなくなる場合もあります。高額療養費は申請が必要な方に通知していますので、忘れずに申請してください。



※詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

□ 収入が無くても少なくとも所得の申告を！

国保加入者で収入の無い方や少ない方、また、確定申告や年末調整で扶養となっている方も、所得の申告をお願いします。この申告により、世帯の所得状況によっては、国保税の軽減が適用されたり、医療費の月額の上限額（高額療養費自己負担限度額）が下がる場合があります。



その2 医療費節約方法

□ ジェネリック希望カードは保険証と一緒に出すだけ！

新薬よりも価格が安く、ほぼ同じ効き目のジェネリック医薬品。「ジェネリックにしてください」と言い出しにくい場合でも、医療



希望カードの参考例

機関や薬局の窓口で保険証や診察券とともに**希望カードを提示**すれば意思が伝わります。

※国保年金課、関宿支所及び各出張所窓口で配布しています。

□ 医療費には割増料金があります！

「開いててよかった」と安心する深夜早朝、休日の診察。しかし、時間外加算がついて、医療費は割増しに。やむを得ない場合を除き、診療時間内に受診しましょう。また治療中なのに自分の判断だけで受診先を変えると、変えるたびに初診料や検査費用がかかり、医療費も体も負担増に。まずは信頼できる「かかりつけ医」を持つことが大切です。

□ 領収書・診療明細書をよく見てみよう！

1割から3割の負担で受診された残りの費用は、医療機関から国保に請求があり、請求に誤りがないか等審査をしてから国保が支払いをしています。医療機関の領収書や診療明細書をよく見てみましょう。

家計と国保のお財布を守る一番の審査員はあなたです。

※国保から参考として年3回医療費通知を送付しています。



□ 医療費控除もお忘れなく！

一年間の医療費が10万円^{*}を超えた場合、税務署に申告すれば所得から控除され、所得税の還付を受けられる場合があります。まずは医療機関や購入した医薬品等の領収書の保管から。

※所得が200万円未満の方は、5%の金額。

詳しくは税務署にお問い合わせ下さい。